

令和2年5月20日

当館ご利用の皆さま

坂井地域交流センター 管理者

営業時間の変更について

国の緊急事態宣言解除、県の休業要請解除を受け、令和2年5月21日（木）から当施設の営業時間等を下記のとおりとさせていただきます。
ご利用の際、国が定着を求める「新しい生活様式」や県が呼びかける「県民行動指針」を心掛けいただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

記

適用開始日	令和2年5月21日（木）
適用後の営業時間	農産物直売所【いねす市】 8：00～16：00（時短継続） レストラン【味処けやき】 10：00～21：00（通常営業） 交流センター【事務所窓口】 10：00～18：00（通常営業）
休館日	毎週月曜日（【月/祝】の場合は翌日が振替休）
備考	交流センターの貸館受付業務を再開【条件あり…別紙参照】
その他	感染拡大防止に対する国の基本的対処方針や県の感染状況等に応じて講じられる対策・要請等に対応する場合があります